

伊方原発行政訴訟にあたり 全国のみなさんへ

日本政府は、今年5月31日地元住民が行っていた伊方原発に関する異議申し立てを棄却いたしました。

さきの安全審査といい、今回の棄却の決定といい、全くずさんなものであり、各地の原発で事故が続出しているなかで地元住民の不安は少しも解消されず、かえって疑惑を深めるばかりであり地元住民として到底容認することとはできないものであります。

ここに伊方原発反対八西連絡協議会の総意に基づいて行政訴訟に立ち上ったのであります。

昭和44年7月、四電が伊方町に原発計画を明らかにして、それまでは貧しいけれど平和であった伊方は斗いの町へ一変しました。

当初、地元住民は真相を全く知らされず、県や町から「原発は安全無害であり地域開発になる」と言葉巧みにだまされました。しかし、これはおかしいとみんなで学習してみても危険がいっぱいあることを知り住民が次々と反対に立ち上っていきました。

以来4カ年、住民の激しい反対運動にもかかわらず、中立であるべき国や県は、四電と完全にゆ着し、反対する者を無知であるとき

げすみ、土地取得、漁業権放棄、里道の無断破壊、大がかりな準備工事等違法、不法、公序良俗に反することを重ね既成事実をつくり上げてきました。最も公平であるべき安全審査は、住民からみて全く矛盾にみちたものであり、例えば、土地、水、温排水等着工までに当然解決しなければならないものを解決せず、将来解決されるであろうという仮定に立っており、又、廃棄物の処理、地震、平常時、事故時に於ける放射能の被害等本質的な危険性についても住民の不安を少しも解消されることなく、ただ結論のみを急いでいるのであります。その上異議申し立ての審議中に通産省は工事認可を出し、1カ月以上も隠している等政府の姿勢は企業本位と秘密主義で貫かれており、自主、民主、公開の原則からいっても断じて許すことができません。

住民は昔から争いを好みません。ただ生業に精出していたのです。

しかしながら政府のこの住民無視の決定に対し座視することができず、ここに多くの法律家や学者の協力を得てあえて訴訟を行なうのであります。

過去4カ年、一農婦の死という痛ましい事

故をはじめ地元住民は銭金にかえることのできない犠牲を払ってきました。

伊方町はじめ近隣自治体では自治とは名ばかりで住民の反目と不信は募るばかりであります。又、長い間の慣行に従ってきた美しいそして和やかな部落や隣同志のつきあいは猜疑心と憎しみに変わってしまいました。このままでは原発ができて自治体がなくなるといっても過言ではありません。

原発に反対する住民は、なんの野心もなく欲得もありません。ただ、危険な原発を中止させ、住みよい平和な町をとり戻し、同時に全国各地の原発反対運動に対し、少しでも役立ち、日本の平和に貢献できることを願っているものであります。

今後原発反対の行政訴訟は長い苦しい闘いであるかもわかりません。わたくしたちは、この裁判を闘っていく中で原発の危険性を国民全体の前に明らかにし、勝利するまで闘い

抜くと共に、現在行なわれている土地裁判、漁業裁判にも勝利し、あわせてあらゆる可能な方法で現地の斗争を強め、企業や行政と対峙して一步も退かない決意であります。

司法当局に対し、電力危機等の俗論に迷されることなく、地域住民の立場を十分理解の上公正なる裁判が行なわれるよう要求するものであります。

最後に関係地域の住民、原発反対をご支援いただいている多くの農民、労働者、法律家、学者、報道関係者に対し、今までのご支援に感謝いたしますと共に今後も引き続きご支援下さいますようお願いいたしますご挨拶いたします。

昭和48年8月27日

伊方原発反対八西連絡協議会

松山地裁に訴状を提出

8月27日午後1時すぎ、原告団(35名中約30名)および弁護団(11名中7名)は、伊方原発の許可処分の取り消しを求めた訴状と同処分の効力停止の決定を求めた申立書とを松山地裁民事部に提出し、受理された。

これに先立って、午前11時すぎから、裁判所近くの県歯科医師会館で、八西連絡協議会主催の「伊方原発反対訴訟決起大会」が開かれた。遠く三崎半島先端の三崎町から参加した150名の漁民をはじめ、伊方町や保内町から列車やバスで参加した農民、漁民を中心に、さらに八幡浜市や松山市からの支援の

人たちも含め、約350名の参加者で会場はぎっしりと埋められた。これまでの4年以上にわたる伊方町共闘委員会を中心とした筆舌に尽くせない苦難に充ちた斗争が、ようやく、全国民の注視の下に、総理大臣を相手どった闘いへと発展する日を迎え、会場にははじめてから、異常なまでの熱気が充ちていた。

八西連絡協議会会長でもあり、原告団長でもある川口寛之氏が病氣入院中のため、井上常久副会長から、「ぜったいに後に引かない」との強い決意表明で会いははじめられた。弁護団およびそれに協力する専門家グループによ

って、数日前によりやく成文化された訴状の内容について支援の会の久米三四郎氏から説明があり、これまで現地の人たちが斗いによって示し続けてきた「原発はごめんだ」という意志と、それをふみにじってきた原発行政の不当さを、どのように法律的な告発としてまとめるかに最大の努力が払われてきたと報告。ついで支援の会員で、ちょうど瀬戸内海汚染調査団長として四国に滞在中の星野芳郎氏が激励のこぼれを送った。氏は、「いま訴状を見たが、必らず勝つと思った。それはこれにはほんとのことが書かれているから」とのべた後、瀬戸内海の死を救い、漁民の生活ひいては国民の生命と生活を守る反公害の大斗争の中で、伊方の斗いが重要な役割りを持っていることを明快に語り、自らもその斗いに全面的に協力することを誓った。

12時近く、大阪からの弁護士6名と高知の藤原弁護士が会場に到着。壇上に、原告35名のほとんどの人たち、弁護団、それに支援の会の代表がならび、井上副会長、藤田一良弁護団長、八幡浜市支援の会代表井上利一氏の3名が、こんごの共闘を誓い合っってしっかりと握手を交した時には、会場の熱気も最高潮に達し、「ガンバレ」の声が場内に大きくどよめいた。馬鹿者扱いにされながらも耐え抜いてきた主婦たちが、ハチマキで涙をぬぐっている姿があちこちに見られ、取材につめかけていた記者たちも、今更ながら、伊方の斗いの根強さと正しさに心をうたれていた様子であった。こんごの現地の斗い、法廷での斗いの発展と連携を誓い合っって会は終わった。

弁護団の顔ぶれ

伊方原発行政訴訟の弁護団は、現在つぎの11名の弁護士で構成されています。なお、目下交渉中の方も数名あります。

新谷勇人	浦 功	熊野勝之
柴田信夫	菅 充行	仲田隆明
畑村悦雄	平松耕吉	藤田一良(団長)
藤原 周	藤原充子	

里道を返せ !!

伊方原発敷地内には、里道と呼ばれてきた国有地があり、歴史的に、住民が農耕や農産物の運搬に使用してきた。ところが、原発建設のために、白石知事は、長年使用してきた住民に全く相談しないままに、四国電力にその占用許可を与え、すでに原発工事のため、里道は破壊されている。この事実を土地所有者たちから聞いた伊方原電建設反対八西連絡協議会に結集している住民たちは、7月末以来、里道復活のための道づくり作業や知事に対する公開質問状の提出、さらには、知事と四電の大内社長の告発など、一連の抗議行動を現在まで続けている。このため、敷地内の大規模な建設作業は、ほとんどストップしたままであり、敷地内には、住民の反対の意志を示す多くの赤旗やノボリがたてられている。この斗いは、四電と権力のゆ着を白日の下にさらすとともに、これまで不可侵視されていた敷地内に、当然の権利として立ち入れることを事実で示し、あくまで敷地内の土地の引渡しを拒否する9名の土地所有者の裁判や今回の行政訴訟を力強く支えるものとして、世論の注目をあびている。以下に住民の怒りにみちた告発状を掲げます。

告 発 状

左記告発の要旨記載の通り、被告発人の所為は違法不当であるから厳正な処罰を求めて告発する。

西宇和郡伊方町1番耕地1748番地

告 発 人 川 口 寛 之

西宇和郡伊方町1番耕地1555番地

告 発 人 井 上 常 久

西宇和郡保内町喜木3番耕地460番地

告 発 人 二 宮 健 次

松山市北持田町122の第2

被告発人 白 石 春 樹

高松市丸の内2番5号

被告発人 大 内 三 郎

昭和48年8月 日

松山地方検察庁 御中

告 発 の 要 旨

1 被告発人大内三郎は、四国電力が建設を進めている伊方原子力発電所用地内にある里道(国有地)を愛媛県の許可を得ていると称して、永年にわたり道づくりを行ない通行してきた関係住民に対し、一言の相談もなく、従って全く同意をしていないにもかかわらず、永久建築物を建てたり、部分的には原状に復旧できないようにして通行を妨害している。

これは通行人の妨害と国有地を故意に侵犯しているものである。

2 被告発人白石春樹は、四国電力が占使用を申請した際、住民の意思をなんら聞くことなく申請を許可し、申請人が里道(国有

地)を破壊して永久建築物を建てたり、原状に復旧できないようにした原因をつくり、関係住民の再度の訴えにもかかわらず何等適正な措置をとることなく通行妨害と国有土地の侵犯を許し、管理者としての責務を故意に怠ったものである。

3 以上は関係住民の永年の慣行権を無視し、関係法規にいちじるしく違反しているので適正迅速な捜査のうえ厳罰に処せられたい。

会計報告 ('73. 7/10~8/31)

収入

会費(77人月分)	77,000
カンパ	10,000
計	87,000

支出

為替用紙代	6,800
為替手数料	1,135
印章代金	2,500
会場費	3,500
訴状提出活動費補助	110,000
(弁護団(7名)旅費	65,000)
同上 行動費	35,000)
支援の会員(2名)旅費補助	10,000)
計	123,935

収入-支出= -36,935円

(個人借金で補填)

- お し ら せ -

今回提出しました訴状は、異議申立書などととも、資料Iとして9月中旬に発行する予定ですので、しばらくお待ち下さい。